

株 主 各 位

栃木県足利市南大町443番地  
**株 式 会 社 タ ツ ミ**  
代表取締役社長 伏 島 利 行

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている状況にありますので、株主さまには、株主総会への来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに当社に到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 2022年6月21日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場            | 所 | 栃木県足利市南大町443番地<br>株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結<br>計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監<br>査結果報告の件<br>2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の<br>件 |
| 決議事項            |   |  |
| 第1号議案           |   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件   |
| 第3号議案           |   | 監査等委員である取締役3名選任の件  |
| 第4号議案           |   | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件   |

以 上

- 
- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 株主総会後の近況報告会および当社取締役との懇談会は昨年同様開催いたしません。また、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申しあげます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tatsumi-ta.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主さまへのお願い

本定時株主総会（以下、本総会）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている中での開催となります。このため、当社といたしましては、以下の対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

1. 議決権の行使は事前に郵送で行い、本総会への来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
2. 本総会にご出席される場合は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。着用されない場合は、ご出席をお断りさせていただく場合があります。
3. 会場受付および会場入り口にアルコール消毒液を配備いたします。
4. 会場受付付近にて検温のご協力をお願い申し上げます。  
発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合があります。
5. 本総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をいたします。
6. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場・ご着席いただけない場合があります。
7. 今後の状況により本総会の運営に大きな変更、その他本総会開催上の注意事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tatsumi-ta.co.jp>）に掲載させていただきます。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第13条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>附則 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>附則 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第2条（株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置）</p> <p><u>変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者**

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふせ じま とし ゆき 伏島 利行 (1963年8月9日生)	1986年4月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2010年4月 同社西日本営業部長 2012年4月 同社本社営業部長 2018年2月 当社入社 2018年4月 当社執行役員に就任 2018年4月 当社事業企画・営業担当 2019年4月 当社営業部長、購買部長 2019年6月 当社取締役就任 2020年4月 当社事業企画・営業・購買担当 2020年4月 当社営業購買部長 2020年6月 当社常務取締役就任 2021年4月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る 当社営業・購買担当 現在に至る	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 候補者伏島利行氏は、2021年4月から当社代表取締役社長を務めており、当社経営の指揮および監督を適切に行っております。また、同氏は、主に事業企画・営業・購買業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	あらいしまお 新井志万夫 (1957年8月15日生)	1980年5月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社	4,900株
		2014年4月 同社福島工場長	
2017年4月 当社入社			
2017年4月 当社常務執行役員に就任			
2017年4月 当社生産統括、品質保証担当、購買担当			
2017年6月 当社取締役常務執行役員に就任			
2018年4月 当社生産・開発統括、品質保証担当、購買担当			
2020年4月 当社常務取締役に就任			
現在に至る			
2020年4月 当社生産担当、品質保証担当			
現在に至る			
【取締役候補者とした理由】			
候補者新井志万夫氏は、2017年6月から当社取締役に務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、主に生産統括、品質保証業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	きむらひでのり 木村英典 (1963年8月28日生)	1986年3月 当社入社	19,100株
		2010年4月 当社経理部長	
2013年6月 当社取締役に就任			
2015年4月 当社取締役執行役員に就任			
2015年4月 当社業務・財務担当			
現在に至る			
2018年4月 当社取締役常務執行役員に就任			
2020年4月 当社常務取締役に就任			
現在に至る			
【取締役候補者とした理由】			
候補者木村英典氏は、2013年6月から当社取締役に務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、主に人事・総務・財務業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	み うら たか ひろ 三 浦 孝 広 (1963年4月3日生)	1982年3月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式 会社ミツバ）入社 2014年4月 同社加工技術センター長 2017年10月 当社入社 当社技術部長 2018年4月 当社執行役員に就任 2018年4月 当社開発担当 現在に至る 2019年6月 当社取締役役に就任 現在に至る	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 候補者三浦孝広氏は、2019年6月から当社取締役を務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、主に開発業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされ、これによって被る役員の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ながしままさのり 長島正典 (1958年5月26日生)	1982年3月 当社入社 2008年4月 当社業務部長 2014年4月 当社監査室長 2016年6月 当社取締役(常勤監査等委員)に就任 現在に至る	12,000株
<p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 候補者長島正典氏は、2016年6月から監査等委員である取締役を務めており、当社経営の監督を適切に行っております。また、同氏は、主に人事・総務業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。これらのことから、引き続き当社の業務執行の管理・監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
2	たけはらまさき 竹原正貴 (1971年7月5日生)	1996年4月 公認会計士登録 公認会計士竹原正貴事務所所長 2006年10月 弁護士登録 伊勢崎法律会計事務所(現東京清新法律事務所)所長 現在に至る 2020年6月 当社取締役(監査等委員)に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京清新法律事務所所長	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 候補者竹原正貴氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、弁護士、公認会計士として高度な専門知識と幅広い見識を有し、引き続き社外取締役として当社の業務執行の管理・監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	み さわ ます み 三 澤 益 巳 (1952年1月6日生)	1974年4月 群馬県入庁 2010年4月 同県産業経済部長 2012年7月 公益財団法人群馬県産業支援機構理 事長に就任 2014年1月 群馬県信用保証協会会長に就任 2019年9月 糸井商事株式会社顧問に就任 現在に至る 2019年11月 特定非営利活動法人群馬外国人支援 センター理事に就任 現在に至る 2020年6月 当社取締役(監査等委員)に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 糸井商事株式会社顧問 特定非営利活動法人群馬外国人支援センター 理事	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b></p> <p>候補者三澤益巳氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、長年におわたって公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、引き続き社外取締役として当社の業務執行の管理・監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 竹原 正貴、三澤 益巳の両氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- ①当社は、竹原 正貴、三澤 益巳の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認可決された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- ②当社は、竹原 正貴、三澤 益巳の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされ、これによって被る役員の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
おぐら かつ おき 小倉 勝興 (1957年4月26日生)	2010年6月 オグラ金属株式会社 代表取締役社長に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) オグラ金属株式会社 代表取締役社長	0株
<b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 候補者小倉勝興氏は、企業経営の豊富な経験や幅広い知識と見識を活かして、当社の業務執行の管理・監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役として、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 小倉 勝興氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 小倉 勝興氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。  
4. 候補者 小倉 勝興氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。  
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされ、これによって被る役員の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者 小倉 勝興氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	区分	企業経営	財務会計	法務・ リスク管理	国際性	業界技術
伏島 利行	取締役	○			○	○
新井 志万夫	取締役	○		○	○	○
木村 英典	取締役	○	○	○		
三浦 孝広	取締役	○				○
長島 正典	監査等委員	○				
竹原 正貴	監査等委員 社外・独立		○	○		
三澤 益巳	監査等委員 社外・独立	○		○		
小倉 勝興	補欠監査等委員 社外・独立	○			○	○

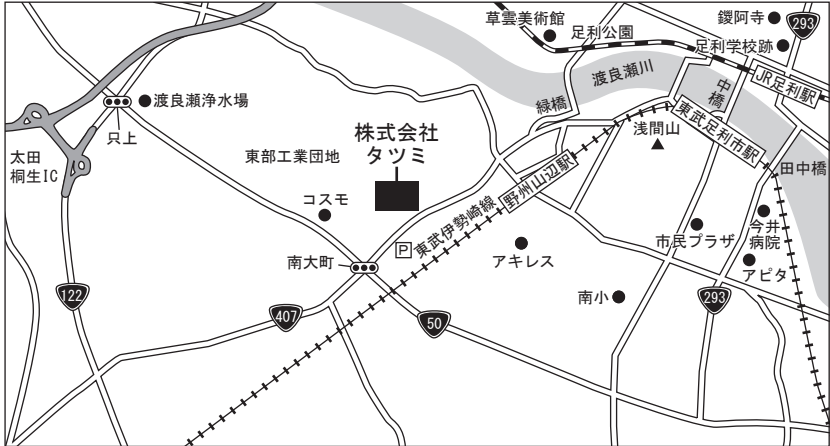
以 上

## 株主総会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地

株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室

電話 0284-71-3131



### 交通のご案内

J R 足利駅より 車で15分

東武足利市駅より車で10分

野州山辺駅より 車で5分

最寄 I C 北関東自動車道 太田桐生 I C より車で10分

◎節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。

(第71回定時株主総会招集ご通知提供書面)

# 第 71 期 報 告 書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

株式会社 **タツミ**

栃木県足利市南大町443番地

(提供書面)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、企業の生産活動や個人消費に持ち直しの動きが見られましたが、新たな変異株の流行や資源価格の高騰もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、新車販売台数が前年を下回りました。半導体不足や東南アジアからの部品供給不足により自動車各社が稼働調整を実施したことが要因で、この状況は今後も続くことが予想されます。

このような状況のなか、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、売上高は61億30百万円（前期比6.1%増）、営業損失は2億95百万円（前期は2億29百万円の営業損失）、経常損失は2億88百万円（前期は2億29百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億3百万円（前期は3億44百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

電装品用部品が32億5百万円（前期比1.1%減）、ブレーキ用部品が25億5百万円（前期比14.9%増）、応用機器が4億19百万円（前期比17.5%増）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、5億6百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行等からの短期借入金にてまかなっております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は34億22百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	7,725,286	6,347,667	5,779,074	6,130,526
経常利益または経常損失(△)	1,214	△305,728	△229,815	△288,815
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)	23,462	△516,494	△344,253	△203,278
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	3.91円	△86.15円	△57.42円	△33.91円
総 資 産	8,844,407	8,287,644	8,693,988	8,480,605
純 資 産	4,993,723	4,103,026	3,743,941	3,614,201
1株当たり純資産額	644.62円	522.71円	473.16円	459.23円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高	5,739,481	5,561,710	4,956,171	5,336,625
経常利益または経常損失(△)	118,648	△76,263	△7,511	50,341
当期純利益または当期純損失(△)	89,932	△785,677	△205,802	26,804
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	15.00円	△131.05円	△34.33円	4.47円
総 資 産	7,965,868	7,366,332	6,861,609	6,824,132
純 資 産	4,448,125	3,581,891	3,382,098	3,402,432
1株当たり純資産額	741.95円	597.46円	564.14円	567.53円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 従来、営業外収益に計上していた「製造提携先技術指導料」を、第69期より「売上高」に含めて表示しております。なお、第68期には、当該変更を反映した数値を記載しております。
3. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	5,000,000千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州	407,258千メキシコペソ	244,355千株 (60.0%)	自動車用部品の製造販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	12,000千米ドル	9.2千株 (76.7%)	自動車用部品の製造販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客であります自動車業界におきましては、CASE(Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric)やMaaS(Mobility as a Service)に代表される変革の時代を迎え、当社を取り巻く事業環境も大きく変化するものと予想されます。

このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、2020年度から2024年度を対象とする中期経営計画を推進しております。

「グローバル競争力の再構築（企業体質の変革）」をスローガンとして、

1. 身の丈に合った組織と業務の変革を図り、営業黒字の体質を構築する。
2. クルマの電動化・軽量化に対応した新加工技術開発により、お客様満足度向上を図る。
3. IoT・Robot活用により、高効率かつ魅力ある品質を提供できる生産体制を構築する。
4. 全員参加の小集団活動を基本とし、個の成長と3拠点の現場改善力を高める。

これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいり所存であります。

また、当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴う市場選択につきまして、2021年11月に「スタンダード市場」を選択するとともに「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を同取引所に提出いたしました。この計画書に基づき、①新分野・新規取引先の開拓による受注拡大、②不採算製品の見直し・ビジネス撤退、③新規技術開発に取り組み、業績回復を図ってまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造ならびに販売であります。

#### (6) 主要な事業所および工場（2022年3月31日現在）

##### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	栃木県足利市
工 場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名 称	所 在 地
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州
ピーディー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
586名	33名減

(注) 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
271名	11名減	38.4歳	13.8年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 オ フ ィ ス ・ ア ド バ ン	1,075,000千円
株 式 会 社 ミ ツ バ	550,890千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	370,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株
- ③ 株主数 834名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ バ	3,186千株	53.14%
株 式 会 社 東 和 銀 行	300千株	5.00%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	267千株	4.45%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.17%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	152千株	2.54%
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	150千株	2.50%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.67%
松 井 証 券 株 式 会 社	70千株	1.17%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	68千株	1.13%

(注) 持株比率は自己株式（4,827株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伏島利行	営業・購買担当、営業購買部長
常務取締役	新井志万夫	生産担当、品質保証担当
常務取締役	木村英典	業務・財務担当
取締役	三浦孝広	開発担当
取締役 (常勤監査等委員)	長島正典	
取締役 (監査等委員)	法師人稔	
取締役 (監査等委員)	竹原正貴	東京清新法律事務所所長
取締役 (監査等委員)	三澤益巳	糸井商事株式会社顧問 特定非営利活動法人群馬外国人支援センター理事

- (注) 1. 取締役法師人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏は、社外取締役であります。  
 なお、当社は、取締役法師人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役会以外の社内重要会議への出席や内部監査部門との連携を密にすること等により職務遂行の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員法師人稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員竹原正貴氏は、弁護士・公認会計士として高度な専門知識と幅広い見識を有しております。
5. 監査等委員三澤益巳氏は、公務員として行政に従事してきた長年の経験があり、法律や社会等に関する豊富な経験と知識を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 2021年6月23日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡嶋茂氏は退任いたしました。
7. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異 動 年 月 日
伏島 利行	営業・購買担当 営業購買部長	営業・購買担当	2022年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役法人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ. 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としております。

ロ. 被保険者の職務執行の適正が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

ハ. 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

#### ④ 取締役の報酬等の額

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経營業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（下記「ハ。」の委任を受けた代表取締役社長）は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、業績連動報酬の割合は、役職に応じて20%から30%に設定しております。

##### ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（営業・購買担当、営業購買部長）である伏島利行がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会における監査等委員の意見陳述権の行使等により、指名・報酬などの重要事項に対する監査等委員である社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制等の措置を講じており、当該体制を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ニ. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の金額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	40,536 (—)	35,070 (—)	5,466 (—)	— (—)	5 (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,665 (7,650)	16,665 (7,650)	— (—)	— (—)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとし、なお、業績指標の実績は3頁の(2)企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の②当社の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役は4名(うち社外取締役一名)、監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役3名)であります。上記監査等委員を除く取締役の支給人員は、2021年6月23日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 (監査等委員)	法 師 人 稔	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。金融や企業経営に関する豊富な経験・実績・見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	竹 原 正 貴	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。弁護士・公認会計士としての高度な専門知識と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務・企業会計に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	三 澤 益 巳	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、行政経験に基づく多様な視点から、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条および定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,600千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下  
のとおりであります。

- ① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
  - イ. 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
  - ロ. 当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのCSR（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのCSR活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
  - ハ. 当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働くすべての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
  - ニ. 当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
  - ホ. 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について  
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
  - イ. 当社は、社内規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
  - ロ. 生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。
  - ハ. 生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
  - ニ. グループとしてBCP（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

- ④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。
  - ロ. 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化を図ります。
  - ハ. 当社ならびに当社グループ各社は、中期（5年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ. 当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。
  - ロ. 当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。
- ⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- イ. 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
  - ロ. 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
  - ハ. 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦ 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- イ. 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

- ロ. 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
  - ハ. 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備するとともに、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧ 当社監査等委員会の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- イ. 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
  - ロ. 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
  - ロ. 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- ⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
- 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について
- 当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSR会議」および「コンプライアンス委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、BCP（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け取締役が出席し、取締役の業務執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

当社の常勤監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に常勤の監査等委員の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいりたい所存であります。

当期の配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、2022年5月10日開催の取締役会にて、期末配当金を無配とさせていただきますことを決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,886,790	流 動 負 債	4,112,918
現金及び預金	851,575	支払手形及び買掛金	176,697
受取手形、売掛金及び契約資産	792,725	短期借入金	2,660,890
電子記録債権	673,184	リース債務	129,681
商品及び製品	78,889	未払金及び未払費用	1,001,612
仕掛品	440,984	未払法人税等	14,897
原材料及び貯蔵品	669,418	賞与引当金	115,681
未収入金	297,097	役員賞与引当金	2,733
その他	82,914	その他	10,725
固 定 資 産	4,593,815	固 定 負 債	753,486
有形固定資産	4,118,848	リース債務	631,478
建築物	1,114,748	繰延税金負債	84,837
構築物	27,595	退職給付に係る負債	37,170
機械及び装置	1,605,372		
車両運搬具	4,234	負債合計	4,866,404
工具、器具及び備品	57,578	純 資 産 の 部	
土地	260,950	株 主 資 本	2,721,057
リース資産	631,580	資 本 金	715,000
建設仮勘定	416,787	資 本 剰 余 金	621,796
無形固定資産	7,827	利 益 剰 余 金	1,386,070
借地権	4,892	自 己 株 式	△1,808
ソフトウェア	2,087	その他の包括利益累計額	32,106
その他	847	その他有価証券評価差額金	2,104
投資その他の資産	467,139	為替換算調整勘定	77,941
投資有価証券	34,412	退職給付に係る調整累計額	△47,940
長期前払費用	2,964	非支配株主持分	861,037
退職給付に係る資産	321,120		
繰延税金資産	13,221	純 資 産 合 計	3,614,201
その他	95,419	負債純資産合計	8,480,605
資 産 合 計	8,480,605		



# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,130,526
売 上 原 価		5,759,473
売 上 総 利 益		371,052
販売費及び一般管理費		666,878
営 業 損 失		295,826
営 業 外 収 益		65,408
受 取 利 息	4,300	
受 取 配 当 金	1,335	
為 替 差 益	45,364	
そ の 他	14,407	
営 業 外 費 用		58,397
支 払 利 息	55,209	
そ の 他	3,188	
経 常 損 失		288,815
特 別 利 益		372
固 定 資 産 売 却 益	372	
特 別 損 失		13,963
固 定 資 産 売 却 損	3,942	
固 定 資 産 除 却 損	8,273	
減 損 損 失	708	
割 増 退 職 金	1,039	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		302,405
法人税、住民税及び事業税	6,858	
法人税等調整額	24,501	31,360
当 期 純 損 失		333,765
非支配株主に帰属する当期純損失		130,487
親会社株主に帰属する当期純損失		203,278

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）  
（至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	715,000	621,796	1,589,348	△1,808	2,924,336
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純損失			△203,278		△203,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△203,278	-	△203,278
当 期 末 残 高	715,000	621,796	1,386,070	△1,808	2,721,057

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,575	△62,916	△33,336	△87,677	907,282	3,743,941
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期純損失						△203,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,470	140,858	△14,604	119,783	△46,245	73,538
当 期 変 動 額 合 計	△6,470	140,858	△14,604	119,783	△46,245	△129,740
当 期 末 残 高	2,104	77,941	△47,940	32,106	861,037	3,614,201

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社 (コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ)  
(ピーティイー・タツミ・インドネシア)

#### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

##### イ. 有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ ……時価法

##### ハ. 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 ……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年～50年

機械及び装置 8年～17年

ロ. 無形固定資産 ……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産 ……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金 ……………役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸取引の為替相場の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ……ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症や自動車の減産の影響に関して、当社および連結子会社は現時点では、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報を踏まえて、2023年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

### ① 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産	13,221千円
繰延税金負債	84,837千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失 708千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の可否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,601,108千円

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
借入実行額	1,035,000千円
差引額	1,665,000千円

(4) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金および短期的な運転資金を調達しております。それらの調達については、当社は銀行借入や親会社である株式会社ミツバグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によっており、子会社は親会社である株式会社ミツバからの借入によっております。また、資金運用については、短期的な預金に限定しており、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、状況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金は短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2022年3月31日

	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	792,725	792,725	-
(2) 電子記録債権	673,184	673,184	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	-	-	-
②その他有価証券	34,348	34,348	-
資産計	1,500,258	1,500,258	-
(1) 支払手形及び買掛金	176,697	176,697	-
(2) 短期借入金	2,660,890	2,660,890	-
負債計	2,837,587	2,837,587	-

(注) 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	64千円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2022年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	34,348	—	—	34,348
資産計	34,348	—	—	34,348

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

2022年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	—	792,725	—	792,725
(2) 電子記録債権	—	673,184	—	673,184
資産計	—	1,465,909	—	1,465,909
(1) 支払手形及び買掛金	—	176,697	—	176,697
(2) 短期借入金	—	2,660,890	—	2,660,890
負債計	—	2,837,587	—	2,837,587

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日
日本	4,853,078千円
米州	869,271千円
アジア	408,175千円
顧客との契約から生じる収益	6,130,526千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,130,526千円

(注) 当社グループは、自動車用部品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	459.23円
1株当たり当期純損失	33.91円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,142,671	流 動 負 債	3,338,176
現金及び預金	616,801	買 掛 金	160,924
受取手形、売掛金及び契約資産	938,903	短 期 借 入 金	2,110,000
電子記録債権	673,184	リ ー ス 債 務	7,838
商品及び製品	30,651	未 払 金	865,262
仕 掛 品	373,773	未払法人税等	14,897
原材料及び貯蔵品	182,521	未 払 消 費 税	36,059
前 払 費 用	6,610	未 払 費 用	20,052
未 収 入 金	297,097	賞 与 引 当 金	115,681
そ の 他	23,127	役 員 賞 与 引 当 金	2,733
固 定 資 産	3,681,460	そ の 他	4,726
有 形 固 定 資 産	1,293,332	固 定 負 債	83,523
建 物	372,472	リ ー ス 債 務	44,831
構 築 物	27,595	繰 延 税 金 負 債	38,691
機 械 及 び 装 置	608,189		
車 両 運 搬 具	3,900	負 債 合 計	3,421,700
工 具、器 具 及 び 備 品	44,068	純 資 産 の 部	
土 地	98,738	株 主 資 本	3,400,327
リ ー ス 資 産	51,828	資 本 金	715,000
建 設 仮 勘 定	86,538	資 本 剰 余 金	677,955
無 形 固 定 資 産	6,535	資 本 準 備 金	677,955
借 地 権	4,892	利 益 剰 余 金	2,009,180
ソ フ ト ウ ェ ア	795	利 益 準 備 金	60,000
そ の 他	847	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,949,180
投 資 そ の 他 の 資 産	2,381,592	別 途 積 立 金	2,400,000
投 資 有 価 証 券	34,412	繰 越 利 益 剰 余 金	△450,819
関 係 会 社 株 式	1,939,254	自 己 株 式	△1,808
前 払 年 金 費 用	390,060	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,104
長 期 前 払 費 用	2,964	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,104
そ の 他	14,900	純 資 産 合 計	3,402,432
資 産 合 計	6,824,132	負 債 純 資 産 合 計	6,824,132

# 損 益 計 算 書

（自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,336,625
売 上 原 価		4,880,081
売 上 総 利 益		456,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		454,103
営 業 利 益		2,441
営 業 外 収 益		59,143
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	3,471	
為 替 差 益	48,321	
そ の 他	7,349	
営 業 外 費 用		11,243
支 払 利 息	11,179	
そ の 他	63	
経 常 利 益		50,341
特 別 利 益		372
固 定 資 産 売 却 益	372	
特 別 損 失		7,671
固 定 資 産 売 却 損	3,942	
固 定 資 産 除 却 損	3,021	
減 損 損 失	708	
税 引 前 当 期 純 利 益		43,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,858	
法 人 税 等 調 整 額	9,380	16,238
当 期 純 利 益		26,804

## 株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）  
（至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△477,623	1,982,376
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						26,804	26,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	26,804	26,804
当 期 末 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△450,819	2,009,180

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,808	3,373,522	8,575	8,575	3,382,098
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		26,804			26,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	△6,470	△6,470	△6,470
当 期 変 動 額 合 計	-	26,804	△6,470	△6,470	20,333
当 期 末 残 高	△1,808	3,400,327	2,104	2,104	3,402,432

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

デリバティブ …………… 時価法

#### ③ 棚卸資産

製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30年～40年

機械装置 9年

#### ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。



(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 …………… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 …………… 為替予約取引
- ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権
- ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症や自動車の減産の影響に関して、当社は現時点では、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報を踏まえて、2023年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

#### ① 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 38,691千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

#### ② 固定資産の減損

当事業年度計上額

減損損失 708千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,049,846千円

#### (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 2,700,000千円

借入実行額 1,035,000千円

---

差引額 1,665,000千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 627,629千円

短期金銭債務 24,841千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 2,375,341千円

仕入高 273,412千円

その他（出向者人件費および経費等の支払額） 55,961千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	4,827	-	-	4,827

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	3,411千円
賞与引当金	36,069千円
社会保険料	5,536千円
共済会積立金	5,883千円
棚卸資産評価損	15,419千円
固定資産評価損	217千円
固定資産減損損失	1,442千円
繰越欠損金	327,750千円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>395,729千円</u>
評価性引当金	△314,687千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>81,042千円</u>

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△118,812千円
その他有価証券評価差額金	△922千円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△119,734千円</u>

繰延税金資産(負債)の純額 △38,691千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社	楠ミツバ	群馬県 桐生市	5,000,000	自動車用 電装品の 製造販売	直接	53.1	被転籍 3名	自動車電 装品用 部品の販 売、材料 の仕入	当社製品 の販売	1,891,793	売掛金	155,955
					間接			—	—	材料の 仕入	273,412	買掛金

(2) 子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
子会社	コルポラ シオン・ タツミ・ デ・メヒ コ・エ ス・デ・ オン シー・ブ イ	メキシ コ・ヌ エボレ オン州	407,258 千メキシ コペソ	自動車用 部品の製 造販売	直接 間接	60.0 —	兼任 1名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品お よび機械 工具等の 販売	444,068	売掛金	443,644
子会社	ビーティ ミ・イン ドネシア	インド ネシア ジャワ 州	12,000 千米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接 間接	76.7 —	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品お よび機械 工具等の 販売	39,478	売掛金	5,012

## (3) 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	㈱ オフィ ス・アド バン	群馬県 桐生市	50,000	業務代行	—	—	ファクタ リング取 引、資金 の借入等	ファクタリ ング取引等	1,851,359	未収 入金	286,420
									3,050,968	未払金	704,847
								利息の支払	8,274	短期 借入金	1,075,000
親会社 の子会社	アメリ カ ン・ミツ バ・コー ポレー ション	米国イ リノイ 州	81,800千 米ドル	自動車用 部品の製 造販売	—	—	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品 および機 械工具等 の販売	253,105	売掛金	27,531

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 当社、取引先、㈱オフィス・アドバンの3社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。

(2) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

2. 資金の借入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表

7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	567.53円
1株当たり当期純利益	4.47円

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社タツミ  
取締役会 御中

### 新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中 信 行
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	壬 生 米 秋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タツミの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社タツミ  
取締役会 御中

### 新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中 信 行
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	壬 生 米 秋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながらその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社タツミ 監査等委員会

常勤監査等委員 長島 正典 ⑩

監査等委員 法師 人稔 ⑩

監査等委員 竹原 正貴 ⑩

監査等委員 三澤 益巳 ⑩

(注) 監査等委員法師人稔、竹原正貴及び三澤益巳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は9月30日
定時株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）
(郵便物送付先)	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL <a href="https://www.tatsumi-ta.co.jp/">https://www.tatsumi-ta.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。